

7 東彼杵町条例第 35 号

東彼杵町東部地区コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を
ここに公布する

令和 7 年 9 月 24 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町東部地区コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

東彼杵町東部地区コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（平成 15 年条例第 22 号）を廃止する。

附則

1 この条例は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。